

県内飲食店における新型コロナウイルス感染症の拡大防止 及び営業時間の短縮の協力要請について

新型コロナウイルス感染症拡大に際し、本県では新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づき、すでに営業時間短縮要請の対象となっている地域（桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、大泉町、邑楽町）に対し、下記のとおり営業時間短縮の協力を要請します。

なお、ご協力いただいた事業者の方には、協力金を支給いたします。

1 営業時間短縮の協力要請について

(1) 協力要請を行う範囲

- ・対象地域 5市2町
(桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、大泉町、邑楽町)
- ・対象業種 接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店（午後10時から午前5時の間の営業店舗）
※飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗の事業者を対象
※ストップコロナ！対策認定店については、午後10時から午前5時までの営業時間の短縮要請を行います。引き続き、適切な感染防止対策を徹底することで営業することが出来ます。
ただし、認定店であっても接待を伴う飲食店は、営業時間の短縮を要請します。

(2) 営業時間短縮の協力要請の期間及び時間帯

- ・期間 令和2年12月29日（火）から令和3年1月11日（月）まで14日間
- ・時間 午後10時から午前5時

2 協力金について

(1) 支給対象者

業界ごとのガイドラインを遵守し、上記要請期間のすべてを通して営業時間の短縮を行った対象地域（5市2町）に店舗を有する事業者

※「ストップコロナ！対策認定店」であっても要請期間のすべてを通して営業時間の短縮を行った事業者は支給対象となります。

※12月29日から新たに協力していただいた事業者も支給対象となります。

(2) 協力金額

- ・1店舗あたり 56万円（店舗数に応じて加算）

(3) 申請方法等

- ・郵送、オンライン（専用サイト）により申し込み（1月下旬を予定）

(4) 問い合わせ先（電話対応のみ）

「感染症対策営業時間短縮要請協力金受付センター」

TEL：050-5491-7661

受付時間：午前9時～午後5時（土日、祝日を含む）

※12/29～1/3は休止